

事業報告書等の期限内未提出特定非営利活動法人への対応要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市長を所轄庁とする特定非営利活動法人（以下「法人」という。）が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条の規定により所轄庁に提出しなければならない事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）第6条に規定する提出期限（以下「提出期限」という。）までに提出しない場合の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、もって法人による事業報告書等の提出の適正化を図ることを目的とする。

(督促)

第2条 市長は、提出期限から2月を経過しても法人から事業報告書等の提出がないときは、事業報告書等の提出について（督促）（様式第1号）を当該法人の主たる事務所の所在地に宛てて送付するものとする。

2 市長は、前項の書類の送付後2月を経過しても当該法人から事業報告書等の提出がないときは、事業報告書等の提出について（催告（再督促））（様式第2号）を当該法人の主たる事務所の所在地に宛てて送付するものとする。

3 市長は、第1項の督促又は前項の催告（再督促）が当該法人に到達したことが確認できない場合は、それらの規定に基づく督促又は催告（再督促）にその旨を追記の上、当該法人の全ての理事及び監事に対し送付するものとする。

4 前項の場合においていずれの理事及び監事にも督促又は催告（再督促）が到達したことが確認できないときは、市長は、当該法人の代表権を有する理事の住所又は居所を調査した上で、改めて当該代表権を有する理事に対し督促又は催告（再督促）を送付するものとする。

(過料事件の通知)

第3条 市長は、前条第2項（同条第3項に定める書類を送付した場合にあっては、同項）の書類の送付後1月を経過しても当該法人から事業報告書等の提出がないときは、当該法人の代表権を有する理事の住所地を管轄する地方裁判所に過料事件通知書（様式第3号）を送付するものとする。

2 市長は、前項の過料事件通知書を地方裁判所に送付したときは、事業報告書等未提出に係る過料事件通知について（様式第4号）を当該法人の代表権を持つ理事に送付するものとする。

(聴聞)

第4条 市長は、3事業年度にわたって継続して事業報告書等の提出をしない法人に対しては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び松江市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則

(平成 17 年松江市規則第 5 号) に基づく聴聞を行った上で、法第 43 条第 1 項の規定に基づき当該法人の設立の認証の取消しを行う。

(認証の取消しに係る通知等)

第 5 条 市長は、法第 43 条第 1 項の規定に基づき法人の設立の認証の取消しを行ったときは、次に掲げる手続を行うものとする。

- (1) 特定非営利活動法人設立認証取消通知書(様式第 5 号)を当該取消しに係る法人に交付する。
- (2) 当該取消しに係る法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局に対し、登記嘱託書(様式第 6 号)に前号の通知書の謄本を添付して送付し、解散の登記の嘱託を行う。
- (3) 当該取消しに係る法人の解散及び清算に係る監督官庁となる地方裁判所に対し、解散等事務発生通知書(様式第 7 号)を送付する。
- (4) 次に掲げる事項を市ホームページに掲載することにより、当該取消しに係る事項を公表する。

ア 法人の名称

イ 法人の主たる事務所の所在地

ウ 法人の設立の認証の取消しに至った理由

エ 法人の設立の認証の取消し年月日

(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、この要領の施行の日以前に書類の提出期限が到来した法人にも適用する。

(事業報告書等の期限内提出未済特定非営利活動法人に対する取扱方針の廃止)

- 2 事業報告書等の期限内提出未済特定非営利活動法人に対する取扱方針(平成 20 年 7 月 1 日施行)は、廃止する。

(事業報告書等の期限内提出未済特定非営利活動法人に対する取扱方針の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要領の施行の日前に前項の規定による廃止前の事業報告書等の期限内提出未済特定非営利活動法人に対する取扱方針(以下「旧方針」という。)第 2 項の規定による督促を受けた法人は第 2 条第 1 項の規定による督促を受けた法人と、旧方針第 3 項の規定による督促を受けた法人は第 2 条第 2 項の規定による催告(再督促)を受けた法人と、旧方針第 4 項の規定による

督促を受けた法人は第2条第3項の規定による催告（再督促）を受けた法人とみなす。

参 考

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第 29 条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（改善命令）

第 42 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第 43 条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第 80 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

(1)～(4) 略

(5) 第 25 条第 7 項若しくは第 29 条【中略】の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年島根県条例第 28 号）（抄）

（事業報告書等の提出）

第 6 条 法第 29 条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行わなければならない。